

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1 - 3 - 1	0 1 - 0 0 2 1 0 0

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 3 年 10 月 15 日～令和 3 年 11 月 14 日（1 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

鹿島建設（株）の元社員（東北支店営業所長）は、環境省福島地方環境事務所発注工事において、下請業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、令和 3 年 6 月 29 日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 1 5 号アに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ・ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)